

新潟県行財政基本方針

中期財政収支見通し(仮試算)
公債費負担適正化計画

令和8年9月
新 潟 県

< 目 次 >

I 中期財政収支見通し

1	中期財政収支見通しの試算方法について	1
2	今後の財政収支見通し	4
3	中長期的な取組	6
4	中期財政収支見通し等のローリングについて . . .	8

II 公債費負担適正化計画

1	実質公債費比率推計の前提条件について	9
2	実質公債費比率の推計について	12
3	将来負担比率の目標設定及び将来推計について .	14

I 中期財政収支見通し

1 中期財政収支見通しの試算方法について

■試算の前提条件

○対象期間

令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間を対象期間とします。

○経済成長率

内閣府「中長期の経済財政に関する試算（R8.7.30）」の現状投影ケースを基に、全国と本県の経済成長率の乖離を考慮して設定します。

〔中期財政収支見通しに用いた経済成長率〕 (単位：％)

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R9～R13 平均
名目経済成長率	2.3	3.2	1.6	1.5	1.4	1.4	1.8
実質経済成長率	0.5	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
デフレーター	1.6	2.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.6

〔参考 1〕 中期財政収支見通し (R8. 2月改訂) に用いた経済成長率 (単位：％)

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R8～R12 平均
名目経済成長率	3.5	2.7	0.9	0.5	0.5	0.5	1.0
実質経済成長率	0.7	0.9	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3
デフレーター	2.7	1.6	0.7	0.3	0.3	0.3	0.6

○全国と本県の経済成長率の乖離 (H26～R5 平均)

・ 名目経済成長率…▲0.7％ ・ 実質経済成長率…▲0.4％ ・ デフレーター…▲0.4％

〔参考 2〕 今回の中期財政収支見通しの算定に用いたデータ

○内閣府「中長期の経済財政に関する試算 (R8. 7. 30)」の現状投影ケース (単位：％)

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R9～R13 平均
名目経済成長率	3.0	3.9	2.3	2.2	2.1	2.1	2.5
実質経済成長率	0.9	1.1	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
デフレーター	2.0	2.8	1.8	1.8	1.7	1.7	2.0

○全国と本県の経済成長率の乖離

経済成長率の推移における全国と本県の経済成長率の差 (H26～R5 平均) を中長期の経済財政に関する試算に反映し、中期財政収支見通しに用いる経済成長率を設定しています。

・ 名目経済成長率…▲0.7％ ・ 実質経済成長率…▲0.4％ ・ デフレーター…▲0.4％

■試算の考え方

令和 8 年度当初予算を基に、令和 7 年度決算、令和 8 年度交付税決定、最新の経済指標等を反映し、次ページの試算の考え方により、一般会計を対象として中期的な財政収支見通しを試算(R8.9 月時点)します。

■今後の変動要因

中期財政収支見通しについては、経済成長率や社会保障関係経費の増加など、一定の前提のもとで試算していますが、現時点での仮試算としてお示しするものであり、今後、物価高騰などによる県内経済への影響をはじめ、次のような変動要因によって、現在の見通しから大きく変動する場合があります。

そのため、地方財政計画等が判明した後、令和 9 年度当初予算案と合わせ、改めて中期財政収支見通しを公表します。

(歳入)

- ・ 経済成長率やデフレーター
- ・ 地方財政制度の変更による地方交付税額への影響
- ・ 物価高騰などの影響による県税収入等の見込みの変動 等

(歳出)

- ・ 金利の動向（公債費）
- ・ 人事委員会勧告を踏まえた給与改定の影響（人件費）
- ・ 県立病院の経営改革に伴う繰出金への影響 等

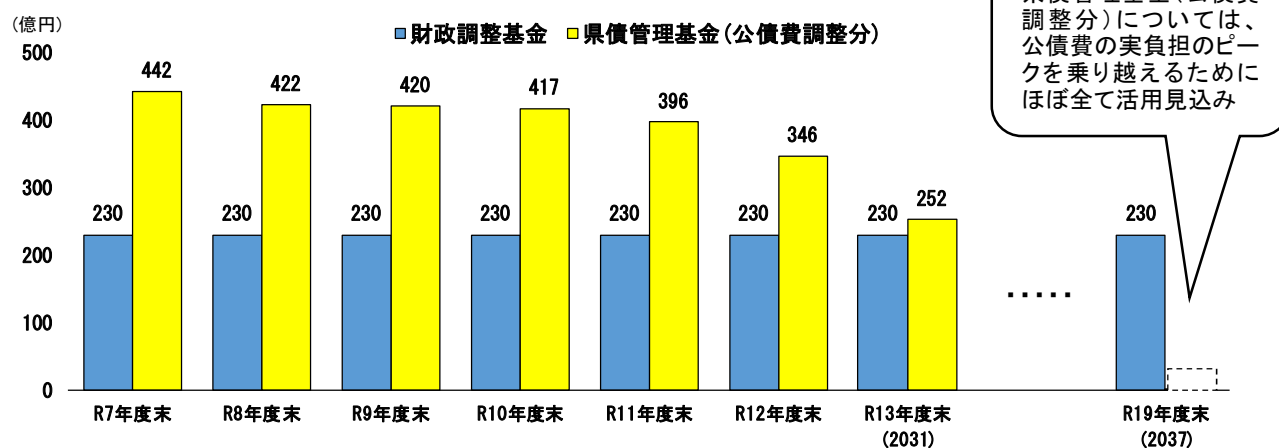
【参考資料】 中期財政収支見通しにおける主な試算の考え方

項 目		試算の考え方
歳入	県税	令和 8 年 8 月時点の税収見込みを用いて推計した令和 9 年度税収見込額を基に、内閣府「中長期の経済財政に関する試算 (R8. 7. 30)」の現状投影ケースの名目経済成長率等を参考にした税収の伸びを反映して試算
	地方交付税	「地方一般財源総額の実質同水準ルール」により、税収と交付税を合わせた一般財源が同水準で維持されるものとして試算 - 県税収入見込、将来の公債費に対する交付税措置額や人口減少等を反映して試算 ※ 国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額（交付団体ベース）について、令和 8 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を維持するもの。
	県債	公債費負担適正化計画を基に、投資事業規模等に応じた県債発行額を試算
	国庫支出金 その他	令和 8 年度当初予算における財源充当状況を基に、令和 9 年度以降の歳出見込額に連動して試算
歳出	人件費	- 令和 8 年 5 月 1 日現員現給を基に、現時点で想定される定期昇給や退職手当等の見込みを反映して試算 - 地方公務員法改正に伴う職員の定年引上げによる影響を考慮して試算 ※ 退職手当について、定年引上げを踏まえ所要額を平準化して試算 - なお、実際の毎年度の予算計上にあたっては、実績や職員の意向を確認しながら計上していく。
	公債費	既発行分の元利償還金に、公債費負担適正化計画で定めた令和 9 年度以降の上記県債に係る元利償還金を加え試算
	投資的経費	- 公債費負担適正化計画を基に試算 - 大規模施設事業等は、個別に反映して試算
	一般行政経費	- 社会保障関係経費は過去の伸び率（2.2%）等により試算 - 税交付金は、県税収入見込みに連動して試算 - 除排雪経費は、年度ごとの増減が大きいため、平均値（過去10年間）の降雪量（累計降雪量434cm）を基に試算 - その他の経費は、令和 9 年度以降において現時点で見込まれる増減を反映して試算

2 今後の財政収支見通し

- 令和7年度決算や令和8年度交付税決定、最新の経済指標等を反映して再計算した今後の収支見通しは次ページのとおりです。
- 前回（R8.2改訂時）の試算と同様、令和9年度以降は大規模災害等に備えるための財政調整基金230億円を確保するとともに、県債管理基金（公債費調整分）を取り崩していくことで、令和13年度の公債費の実負担のピークに対応することができる見通しとなっています。
- 今後の経済情勢や国の動向等によっては収支が大きく変動することも想定されることから、引き続き堅実に収支を見通しながら、持続可能な財政運営の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

■ 財政調整基金等の状況



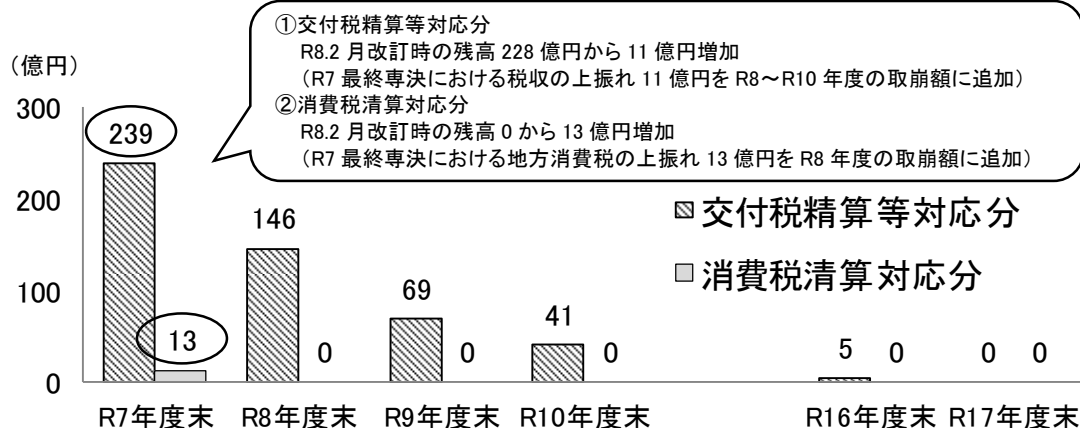
- 決算余剰金（その年度における歳入と歳出の差額）を以下のとおり別区分で基金に積み立てることにより、将来の負担増に対応することとしています。

① 交付税精算等対応分

- ・ 交付税算定上の税収を実際の税収が上回ったことに伴う後年度の地方交付税の精算等に対応するもの。

② 消費税清算対応分

- ・ 地方消費税の上振れに伴う翌年度の清算に対応するもの。



■ 今後の財政収支見通し

(単位: 億円)

区分		R8	R9	R10	R11	R12	R13
歳入 A		11,483	12,372	12,617	12,798	12,900	13,035
県税		2,928	3,035	3,092	3,167	3,206	3,243
地方交付税		2,591	2,750	2,816	2,885	2,902	2,927
その他		5,964	6,587	6,709	6,746	6,792	6,865
	うち国庫支出金	1,372	1,750	1,769	1,766	1,744	1,753
	うち県債(資金手当債を除く)	685	1,008	1,023	1,023	1,026	1,026
	うち資金手当債	23	23	31	31	31	31
	うち行政改革推進債 ※4	23	23	31	31	31	31
歳出 B		11,698	12,501	12,698	12,875	13,006	13,185
人件費		2,456	※3 2,434	2,435	2,447	2,463	2,488
公債費		1,635	1,666	1,727	1,797	1,821	1,899
	うち県実負担	761	779	803	858	887	948
投資的経費		※2 1,400	2,093	2,114	2,108	2,079	2,075
一般行政経費		6,207	6,308	6,422	6,523	6,643	6,723
収支不足額 (A-B) C		▲215	▲129	▲81	▲77	▲106	▲150
財政調整基金(交付税精算等対応分等)取崩 α		142	77	28	6	6	6
	うち 交付税精算等対応分	142	77	28	6	6	6
収支不足額(交付税精算等対応分等取崩後) C + α		▲73	▲52	▲53	▲71	▲100	▲144
収支不足 に対する 当初基金取崩	県債管理基金(公債費調整分) D	70	52	53	71	100	144
	財政調整基金 E ※1	4	0	0	0	0	0
	合計 F	74	52	53	71	100	144
経費節減等 による年度内 積戻し	県債管理基金(公債費調整分) G	50	50	50	50	50	50
	財政調整基金 H	4	0	0	0	0	0
	合計 I	54	50	50	50	50	50
年度末基金増減見込額 (I-F)		▲20	▲2	▲3	▲21	▲50	▲94
年度末 基金残高	県債管理基金(公債費調整分) (前年-D+G)	422	420	417	396	346	252
	財政調整基金 (前年-E+H)	230	230	230	230	230	230
	合計	652	650	647	626	576	482

※1 令和8年度の基金取崩は当初予算から9月補正までの1億円追加の取崩しを反映

※2 令和8年度については、当初予算分のみ記載し令和7年度補正計上分は記載していない

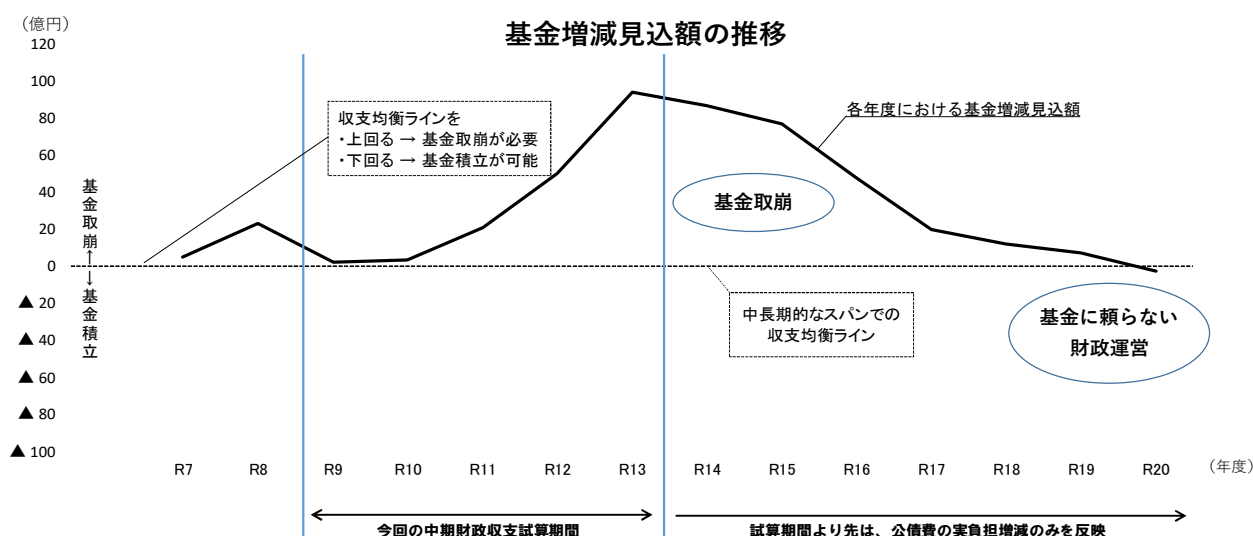
令和9年度以降については、国が補正予算依存から脱却し恒常的な施策を当初予算に計上する方針であることを踏まえ試算

※3 職員の定年延長による影響額については、平準化して試算(退職手当基金を活用)

※4 R8.9改訂では、令和9年度は発行可能額から年36億円縮減、令和10年度以降は発行可能額から年28億円縮減

3 中長期的な取組

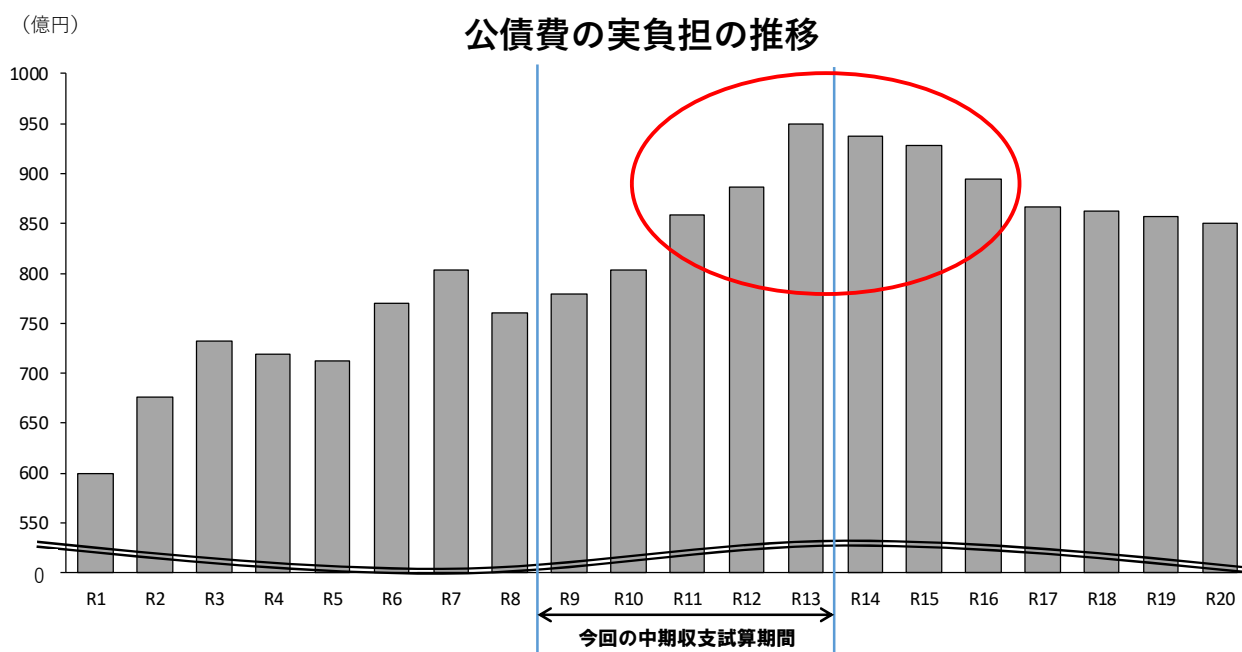
- 今回の中期収支見通しによる令和 9 年度から令和 13 年度までの収支不足額に、令和 14 年度以降の公債費の実負担の増減を反映し、毎年度、基金の積戻し(50 億円)を見込んで試算した基金増減見込の推移は下のグラフのとおりです。
- 現時点の試算では、前回 (R8.2 改訂時) の試算と同様、本県の歳入規模に見合った歳出構造を堅持し、県債管理基金(公債費調整分)を取り崩しながら、令和 13 年度の公債費の実負担のピークに対応し、公債費の山を乗り越えることで、ようやく基金に頼らない持続可能な財政運営を見通すことが可能になると見込んでいます。
- 加えて、金利負担の軽減を図るため、基金残高や金利の動向等を見極めながら、公債費の償還の前倒しを行ってまいります。
- 今後の金利上昇などの経済情勢や国の動向によっては収支が大きく変動することも想定されることから、今後も、堅実に収支を見通しつつ、社会経済状況の変化や収支見通しの推移を見極めながら、持続可能な財政運営の実現に向けて取り組んでまいります。



※ 基金残高や金利の動向等を見極めながら、公債費の償還の前倒しを行うこととしており、それに伴い基金増減見込額の推移も変更となる見込

＜公債費の実負担について＞

- 今後、令和 13 年度をピークとして過去の債務に起因する公債費の実負担が大幅に増加することが見込まれています。



※ 基金残高や金利の動向等を見極めながら、公債費の償還の前倒しを行うこととしており、それに伴い公債費の実負担の推移も変更となる見込

4 中期財政収支見通し等のローリングについて

- 中期財政収支見通しは、今後の経済情勢や国の地方財政対策の動向等によって大きく変動することが見込まれることに加え、令和14年度以降の見通しは公債費の実負担の増減のみを反映した粗い試算となっています。
- そのため、今後も毎年9月に前年度決算等を反映した中期財政収支見通しや実質公債費比率等を踏まえ、新年度予算編成フレームにおいて必要な取組の内容や予算編成方針をお示しするとともに、2月に次年度の当初予算案等を反映した収支見通しをお示しし、将来的な財政運営を見通していくことを毎年度行ってまいります。

① 行財政基本方針	今後の中長期的な行財政運営全般の基本的な考え方や取組の方向性
② 公債費負担適正化計画	令和20年度に実質公債費比率を18%未満とする目標の達成に向けた取組
③ 中期財政収支見通し	年2回、最新の経済情勢や国の地方財政対策等を踏まえ見直し
④ 毎年度の予算編成フレーム	中期財政収支見通し等を踏まえ、翌年度当初予算編成のフレーム(編成方針)を提示

9月		2月	
新年度予算編成フレーム		新年度当初予算案公表	
中期財政収支見通し	最新の経済動向等を踏まえ、収支見通しを改訂	改訂	改訂
公債費負担適正化計画	決算等を踏まえた実質公債費比率等の推計	改訂	
当初予算編成フレーム	中期収支等を踏まえた予算編成方針	フレーム	予算案

Ⅱ 公債費負担適正化計画

1 実質公債費比率推計の前提条件について

○対象期間

令和 9 年度から令和 20 年度までの 12 年間を対象期間とします。

○将来の推計金利の仮定

今後の推計金利は中期財政収支見通しで使用しているものを採用します。ただし、中期財政収支見通しの最終年度(令和 13 年度)以降の将来推計は、不確定な推計金利による過度な影響を排除するため、最終年度の金利水準により行い、その上で、足元の金利水準を適切に反映させるため、中期財政収支見通しの毎年度の改訂に合わせて実質公債費比率の将来推計も更新していきます。

本計画における推計金利

推計年度	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17以降
R8	3.2%	3.1%	3.1%	3.0%	2.9%	以降2.9で仮置き			

中期財政収支見通しにおける推計金利

足元の金利水準を反映するイメージ

推計年度	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17以降
R9		3.1%	3.1%	3.0%	2.9%	3.0%	以降3.0で仮置き		
R10			3.1%	3.0%	2.9%	3.0%	3.1%	以降3.1で仮置き	
R11				3.0%	2.9%	3.0%	3.1%	3.2%	以降3.2で仮置き

計画期間

以降も中期財政収支見通しの改訂に併せて
毎年度見直し

○今後の県債発行額及び公債費

下記投資的経費の事業量等に基づき令和 8 年度以降の県債発行額を試算します。
令和 8 年度以降の県債発行額に係る公債費を試算し、既発行分の元利償還金を加算して公債費の将来推計を行います。

○投資的経費の事業量

令和 2 年 3 月の本計画策定時に、投資的経費の実負担額の上限は、平成 30 年度当初予算の実負担額から 1 割程度削減した水準とし、それを継続することで、令和 20 年度に実質公債費比率が 18%未満となることを確認するとともに、本県の直近の財政状況や経済指標等を適切に反映させながら、毎年度、実負担上限額の再算定

を行い、投資的経費の事業量管理を行っていくこととしました。

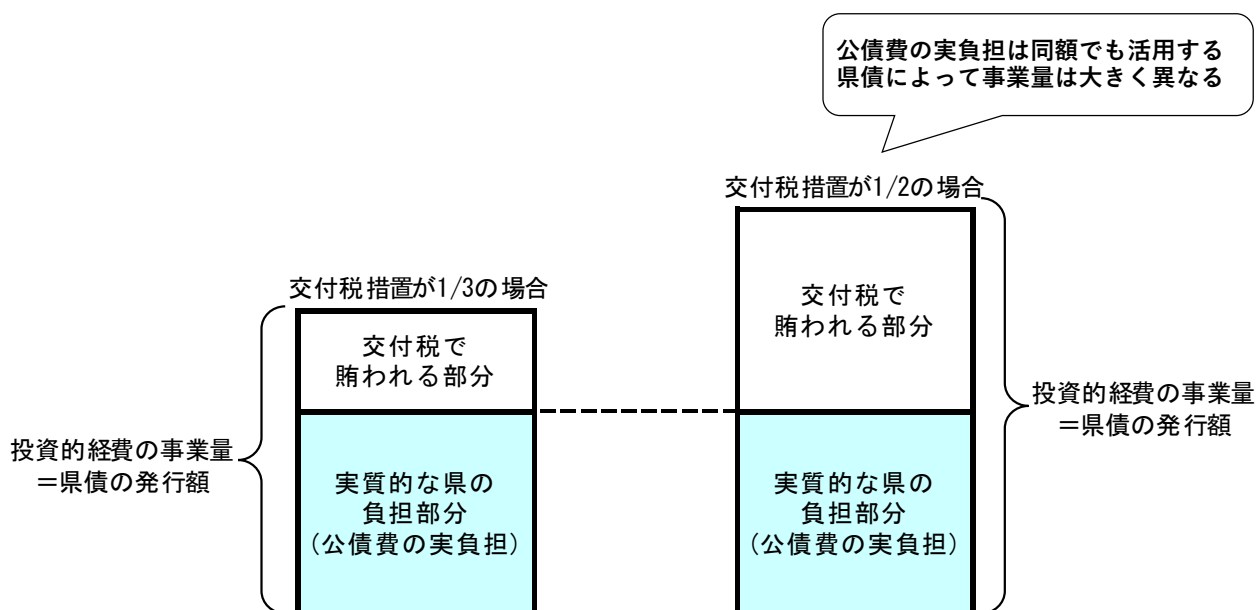
今回、令和7年度決算や令和8年度予算を反映するとともに、将来の推計金利等を最新のものへ更新し、公債費負担の目標である令和20年度に実質公債費比率を18%未満とすることができる公債費の実負担の将来に渡っての総額を再算定しました。

金利上昇の影響により将来の公債費の実負担は増加する見通しですが、経済成長率や物価高騰等を踏まえ、県税や地方交付税といった県がその年に自由に使える財源が増加することなどから、再算定の結果、令和9年度以降の投資的経費の実負担額の上限は665億円となり、それを継続することで、令和20年度に実質公債費比率が18%未満となる推計となりました。

令和9年度以降の投資的経費の事業量については、当年度の補正予算と次年度の当初予算を一体として管理（※）し、投資的経費の実負担額の上限を超えない範囲内で、国の補助金や地方財政措置の手厚い有利な県債を積極的に活用することにより、事業量の確保を図ってまいります。

※国は「令和9年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、「補正予算依存から脱却し恒常的な施策は当初予算に計上する」としていることから、本県としても国の動向を踏まえた予算編成をしてまいります。

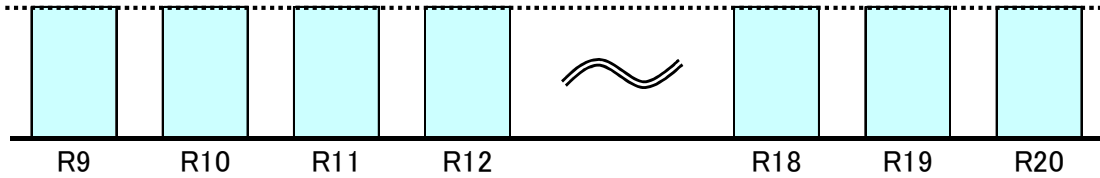
投資的経費の事業量と実負担の関係



公債費の実負担に基づく事業量管理のイメージ

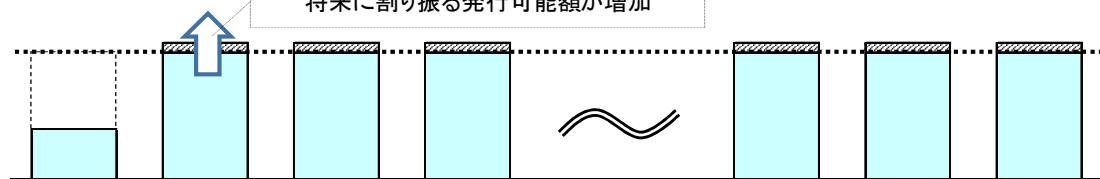
① R9年度当初予算

R20年度に実質公債費比率が18%未満となる実負担の総額を、R9年度以降に均等になるよう管理



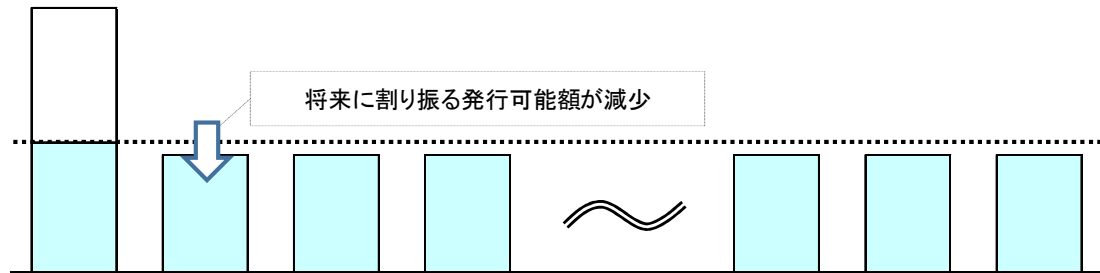
② 工夫や節減により、実負担が減少した場合

将来に割り振る発行可能額が増加



③ 大規模な災害が発生し、実負担が増加した場合

将来に割り振る発行可能額が減少



2 実質公債費比率の推計について

○実質公債費比率の将来推計

実質公債費比率とは、県税や地方交付税といった県がその年に自由に使える財源のうち、借入金の返済に使わなければならない額（公債費の実負担）が占める割合を表すフロー指標です。

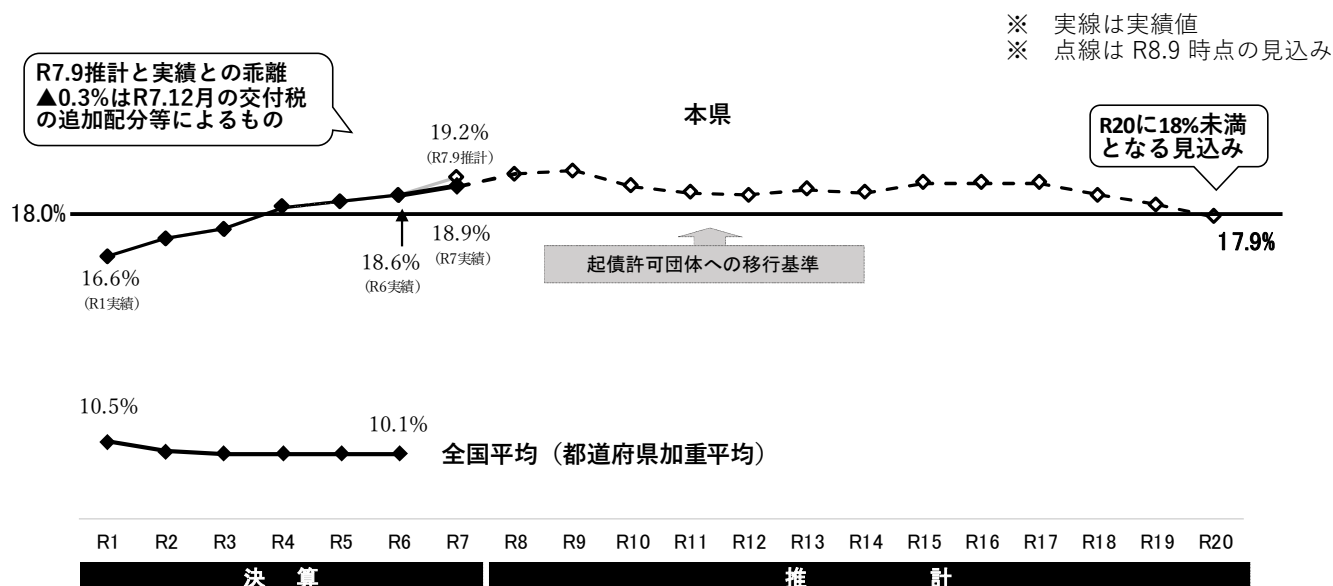
フロー指標である実質公債費比率は、数値が高いほど、その年の借入金返済額の割合が高く、財政状況が厳しいことを表しています。

令和 9 年度以降の投資的経費の実負担額の上限を 665 億円として推計すると、令和 20 年度に実質公債費比率は 18%未満となる見込みとなっております。

算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{公債費等} - \text{交付税措置額等}}{\text{県がその年に自由に使える財源}}$$

実質公債費比率の将来推計



※ 実質公債費比率が 18%以上となった場合、公債費負担適正化計画の策定が義務付けられ県債発行に当たり国の許可が必要になるため県債発行の自由度が低下します。さらに 25%以上になると早期健全化団体に位置付けられ、財政健全化計画の策定が義務付けられています。（過去に早期健全化団体に位置付けられた都道府県はありません。）

※ 基金残高や金利の動向等を見極めながら、公債費の償還の前倒しを行うこととしており、それに伴い実質公債費比率の推移も変更となる見込

実質公債費比率は、激甚化・頻発化する自然災害から県民の皆様の安全・安心を守るための防災・減災対策を確実に進めていく必要があること、現時点での投資的経費の水準は特別に高いものではないこと、また、急激な事業量の削減は県民の皆様の生活に過度な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、令和 20 年度に 18% 未滿とすることを目標としています。

今後の経済状況等の変化を見極めながら、この目標を遵守するとともに、目標の早期達成にも努めてまいります。

3 将来負担比率の目標設定及び将来推計について

○将来負担比率の目標設定

将来負担比率の目標

令和 20 年度に実質公債費比率を 18%未満とする目標と連動して、将来負担比率は令和 20 年度に 200%未満となる見込みですが、更なる低下を目指します。

将来負担比率とは、県税や地方交付税といった県がその年に自由に使える財源に対する、今後支払いが必要となる負債残高の大きさを表すストック指標であり、将来の公債費負担の増嵩を警鐘するものです。

未来の世代に過度な負担を負わせないように負債の総体をしっかりと管理していく必要があることから、今回、令和 20 年度に実質公債費比率を 18%未満とする目標と連動して、将来負担比率も目標を設定しました。

両比率を改善していくためには、

- ① 投資事業の財源である県債の発行や、資金手当債の発行を減らして県債残高（実負担ベース）を減少させる
- ② 基金残高を増加させる
- ③ 税源涵養や国への要望等により比率算定の分母である歳入面を増加させることが考えられます。

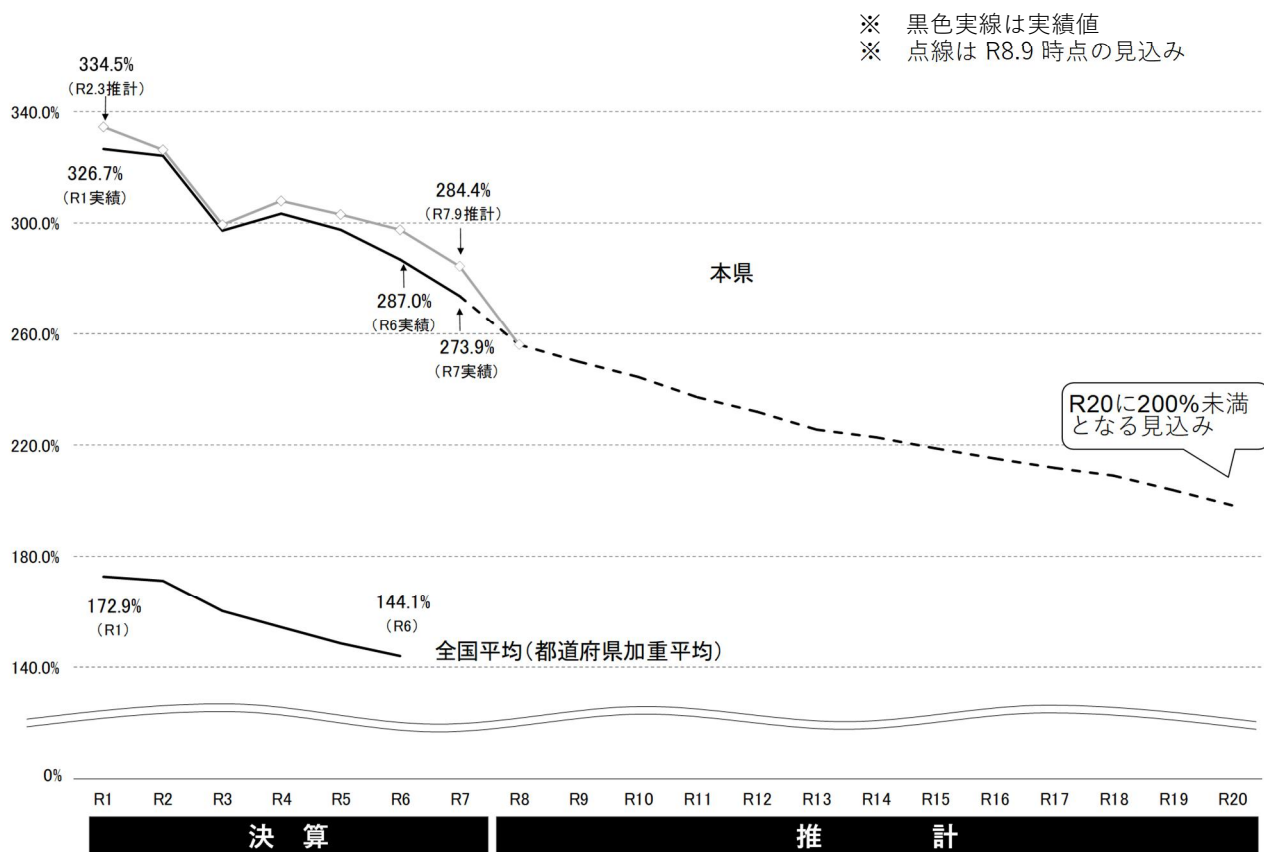
今後も、投資事業に実負担上限額を設けて計画的に管理していく取組を堅持していくことで、令和 20 年度に実質公債費比率を 18%未満とする目標を達成し、それにより将来負担比率は令和 20 年度には 200%未満に低下するものの、依然として全国の中でも高い水準が見込まれます。

このため、令和 9 年度以降、収支状況等を見極め基金を積み増していくことや、資金手当債の発行抑制、税源涵養や国への要望等により歳入面を増加していく取組により、将来負担比率のより一層の低下を目指して最大限取り組んでまいります。

算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{県債残高(実負担ベース)等} - \text{基金}}{\text{県がその年に自由に使える財源}}$$

将来負担比率の将来推計

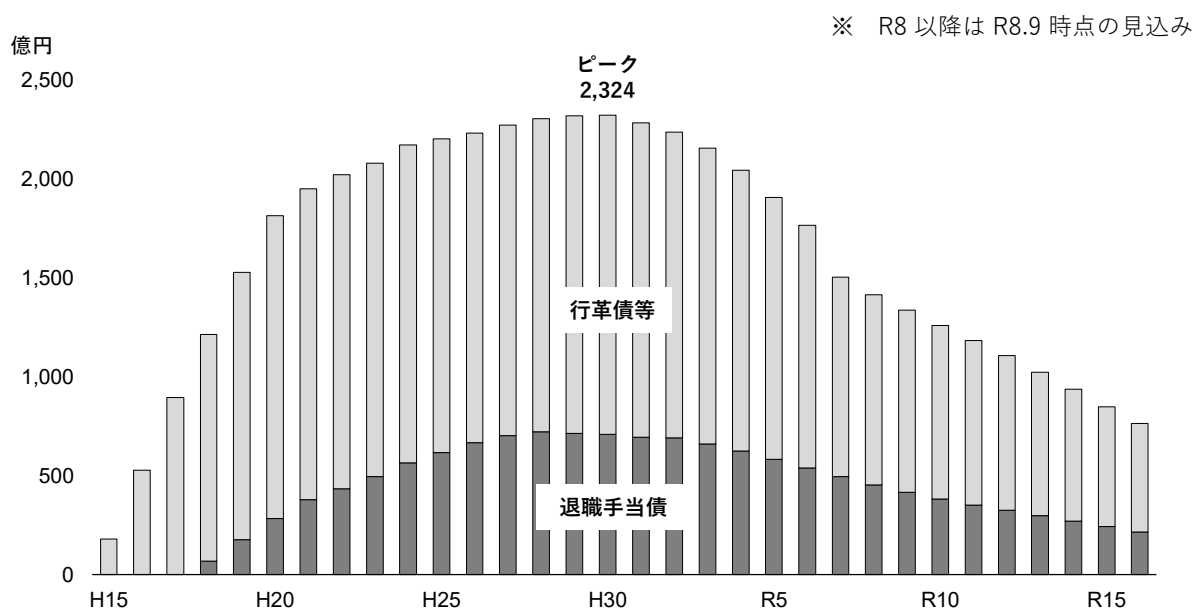


○資金手当債残高の将来推計

現在発行可能な資金手当債である行政改革推進債については、投資的経費の財源であることから、投資的経費に充てることができる国庫補助金や地方財政措置の手厚い有利な県債を活用するなどして発行を抑制し、残高を確実に減少させるとともに、その状況を予算及び決算に併せて公表します。

なお、令和7年度末まで発行が可能であった資金手当債である退職手当債については、令和3年度以降発行しておらず、その残高は減少していく見込みです。

資金手当債残高の将来推計



※ 資金手当債とは
財源不足額を補填するために通常の地方債が充てることができる範囲（充当率90%など）を超えた部分に充てる地方債や退職手当の大幅な増加に対応するための地方債の総称で、後年度の公債費に対する交付税措置はありません。